

議案第 17 号

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

桐生市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 22 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例

桐生市介護保険条例(平成 12 年桐生市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 6 号ア中「、第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

第 3 条第 3 項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第 8 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 2 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桐生市介護保険条例第 2 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議 案 説 明

### 議案第 17 号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

第 8 期介護保険事業計画に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 1 号被保険者に係る保険料率等を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。